

◎令和2年度長崎県議会議員研修会（概要）

○日 時	令和2年10月1日（木）13時10分～14時15分
○場 所	議会棟2階会議室
○内 容	演題：「地方議会を巡る最近の動向等について」 講師：全国都道府県議会議長会 事務総長 青木 信之 氏

（地方財政対策）

- ・国の来年度予算編成については、9月末が概算要求の締切りで、動き始めた段階。
- ・新型コロナウイルス対策については、国の1回目の補正予算が25兆円、2回目の補正予算が32兆円で、合わせると当初予算に近い規模。補正予算の考え方としては、基本的には国費で対応することとし、地方負担分については、知事会長等地方の声を聞きながら、地方創生交付金の3兆円が確保された。
- ・「国と地方が心をひとつに」をキーワードとして、まずまず、やってこられた。ただ、コロナ禍で、経済が相当収縮せざるを得なかったということで、今年度の税収に相当影響が出ることとなり、地方税収にも相当程度影響があると思われる。
- ・地方消費税については、消費税10%分のうち2.2%相当分、総額6兆円弱の大きな税収だが、消費が冷え込んでおり、かなりの減収がありうることから、地方6団体側から国に対して、消費税についての減収を減収補填債の対象とするよう強く要望をしている。国は、減収補填措置をきちんとするべきである。
- ・令和3年度の地方財政計画について、総務省は、地方税等が8%位の減収と仮試算。地方交付税の原資となる国税の減収を考えて推計をすると、臨時財政対策債で穴埋めしなければならない金額が6.8兆円必要。
- ・この臨時財政対策債は、本来現金で交付すべき交付税に代わりいわば手形を交付するものであり、さらに借金を借金で返済するという課題がある。国は、平成20年度から、財政力がある自治体に協力してもらい、法人事業税の再分配の仕組み等を導入した。さらに、消費税率の引上げに伴い地方消費税収が増加する過程において、法人事業税を再配分する仕組みを縮小しつつ、偏在性が高い法人住民税の一部を形式的に国税とし交付税原資を増やすとともに偏在性が低い税体系を整備してきた。

- ・令和2年度からは、大都市に税収が集中する課題に対処し、大都市と地方が共に持続可能な形で発展するため特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設し、さらなる偏在是正措置を講じている。
- ・こうした取り組みの積み重ねにより、東京都は大きく減収する一方で、長崎県の一般財源が増加するとともに、経済の好況もあり、令和元年度には新たな財源不足に対応する臨時財政対策債を発行しないところまで来た。経済状況がもとに戻ればこうした財政状況に戻るはずである。

(地方議会のあり方)

- ・全国都道府県議会会長の田中京都府議会議長は、延期されまだ実現していないが、総理と都道府県議長会の懇談会が開催されたなら、総理に2点話すつもりと言っていた。第1に、コロナ禍で社会が変化する中、これを東京一極集中の是正と地方創生に結びつけていく仕組みづくりが大事である。第2に地方自治法上は、「地方公共団体に議会を置く」とされ、議会とは何かという理念が書かれていない。したがって、議会の位置づけを法律上明確にする必要があることである。
- ・議会は、地方公共団体の意思決定機関である。大きな方針や重要なことは全て議決が必要。意思決定機関であることを法律に明記することが、国民に地方議会のあり方をご理解いただく一歩であり、併せて、地方議員の位置づけ、職務などを手続的な規定だけでなく、法律の条文中にもしっかりと規定すべきであるなどの提言を都道府県議会制度研究会からいただき、7月14日、都道府県議会議長会として決議をした。
- ・このような議論は、都道府県議長会に留まらず、第32次地方制度調査会（内閣総理大臣の諮問機関、地方制度調査会設置法に基づき内閣府に設置）や総務省の「地方議会・議員のあり方に関する研究会」でも議論がなされた。
- ・私自身も、これまでの地方での経験で、議員は、日頃から市民の方々と直接話をされており、議員は職員とは情報量が違うと考えている。今回、コロナ対策で多くの県や市町村で専決処分がされたが、もしも議会で審議がされていたら、もっと、丁寧な対策をとることができたのではないかとの声も聞いている。県の設計する政策に対して議論をすることの意味合いは大きく、そういう議員の職務の内容について

も、法律上に明記して欲しいと思っている。

- ・議員のなり手不足という問題も起きつつあるが、多くの学者が、色々な方が立候補したいと思ってもらうような議会を目指すべきであると言われており、多様な方々が議会で議論したいと思う環境づくりが重要である。気になるのが、投票率低下や無投票の増加であり、どうやって改善していくかが課題である。
- ・そのような中で、地方議会議員の厚生年金加入問題がある。地方議員の労働時間は相当長く、厚生年金に入るのが普通ではないか。議員年金の制度が平成 23 年に廃止をされた時の附帯決議には、「概ね 1 年を目途として、地方公共団体の長の取扱等を参考として」と書かれている。知事、市町村長は厚生年金に入っている。専門の議員も増え、色々な方が立候補できるようにする必要がある。この問題については、粘り強く、議論をしていかなければいけないテーマであると思っている。
- ・総務省の研究会においても、ある学者が住民アンケートの結果に言及し、多くの国民は議員の厚生年金の加入の必要性という課題を理解しておらず、国民の方々に理解してもらえるように話をしていくことが必要ではないかとの発言があった。一歩でも前に進むように、私どもも努力していきたい。
- ・また、今年の 7 月、議会審議のあり方に関して、地方議会の経験がある参議院自民党の有志が参議院自民党世耕幹事長に対して、地方議会の「意見書」をもっと生かす必要がある旨の要望を提出した。地方議会が苦勞してとりまとめた「意見書」について、いつどこでどういう形で審議をして、政策にどう反映されたのかということについて地方議会側に伝えるのは、国会議員になった自分達の責任であるというものであり、「意見書」を活用する仕組みが実現してほしい。
- ・これらの議論を、自民党総務部会地方議会の課題に関するプロジェクトチームや来年夏に始まるであろう第 3 3 次地方制度調査会に繋げていきたい。

(政務活動費)

- ・政務活動費に関しては相当の数の訴訟が起きている。平成 13 年 4 月から令和 2 年 5 月までで 289 件。うち 115 件は、都道府県議会関係。
- ・平成 30 年 12 月に、都道府県議会議長会事務局において、それまでの最高裁判所までの裁判例を参考に整理し、「運用に係る考え方」として各県議会事務局長あて配付

している。

- ・ 政務活動費は当然、私的なものには使えない。混在する活動については、ルールを決めて支出することになるが、特に、慎重に考えた方がいいのは「政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費」、「親族の雇用、親族所有の事務所の賃借料」等である。ルールに沿って支出いただき、迷ったら、按分するなどの対応をいただければと思っている。
- ・ 適正な取扱いを徹底し、狙いをつけて調べている関係者に、どこにも問題がないと知らしめていくことができればと思う。

以上